

第4回 NPO 法人への寄附促進等の
仕組みづくりに関する検討委員会要旨

日時：平成 25 年 1 月 31 日（木曜日）18 時 30 分～
場所：STV 北 2 条ビル 6 階 1.2 号会議室

出席者(敬称略)

・委員

水野克也(税理士法人札幌中央会計代表社員 公認会計士・税理士)

◎河野和枝(北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科准教授)

北村美恵子(NPO法人北海道NPOサポートセンター理事)

佐々木香澄(認定NPO法人「飛んでけ！車いす」の会理事・事務局長)

・オブザーバー

福田規雄(北海道環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進G主幹)

市村義範(札幌市財政局税制部市民税課長)

・事務局

成澤元宏(札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課長)

柴田耕司(同 係長)

廣瀬晋三(同 担当)

高橋功(株式会社北海道二十一世総合研究所取締役調査研究部部長)

河原岳郎(株式会社北海道二十一世総合研究所調査研究部主任研究員)

岩谷祐子(株式会社北海道二十一世総合研究所調査研究部研究員)

※◎が委員長

○議事

(1) 報告書素案 I-1NPO法人に関わる制度改正の概要、II-1 制度導入の意義について

<主な意見・質問>

・ (北村委員)

7 ページのオの下から 5 行目 6 行目、認定 NPO 法人を目指す為のツールとして位置づけること「も」考えられる、で間違いはないか、認定を目指すためのツールの1つと考えて間違いはないか。

(2) 報告書素案 II-2 条例個別指定制度にあたっての基本的な考え方、II-3 具体的要件の考え方について

<主な意見・質問>

・ (水野委員)

16 ページ採用する数値基準は良いと思う。19 ページにある採用する活動基準のウは個人的には寄附をもらうための活動ではなくて活動そのものを評価したいと思う。エの事業の継続性は評価するのが難しいと思う。事業の継続性は何ではかるのかきちんと前もって考えておかなければいけない。数値基準がわかりづらいのでもっとシンプルにすべき。

・ (北村委員)

17 ページのボランティアの活用実績については、どういうふうを書くかは法人の判断になる。また、有償ボランティアの扱いについても考える必要がある。19 ページにイ～エを総合的に評価するとあるが難しいと思う。20 ページで水野委員がおっしゃった寄附活動については、過去に集めたことだけではなく、これから集めようとする部分を評価するというところで記述して頂いた分については良いと思う。

・ (佐々木委員)

16 ページの採用する数値基準を任意選択要件とするとあり、どれかを満たせば良いというものだと思うが、PST 要件の緩和、ボランティアの活用実績、事業規模、公開性の高い事業の 4 つが並列でいいのかわからない。前回までは、事業規模を入れるのであれば、いくら以上の団体は継続して事業を行っているかと判断するとして、これを足切り要件としたうえで、他のボランティアや公開性の高いイベントについては、その上に並列に並ぶものだと思う。

・ (水野委員)

NPO 法人の実態を分かった方がここは救いたいというイメージが必要だと思う。その上で基準を作っていく必要があると思う。

- ・ (佐々木委員)

今の認定NPO法人の制度ではPST要件で弾かれてステージに上がれないNPO法人が、今回のこの数値基準でステージに上がれるといい。この数値を満たせば全部良いというものではなく、ステージに上がれる法人数が増えていくというのに意味があると思う。数値基準の任意選択要件は、面倒くさそうなところと簡単そうなところがあると思う。事業規模はいつも作っている紙1枚出せば分かるもので簡単だと思うが、ボランティアの数を数えることや寄附者のリストを作る作業は労力がかかる。簡単な要件に偏るような気がする。
- ・ (事務局 柴田)

事業規模も他の3つと同様の水準にするため、どの法人にも該当するとは限らない。一口に事業規模と言っても、正しく事業費と管理費が按分されているなどの見方も出てくる。一概に事業費だから非常に優しいとは、今の段階では言えない。
- ・ (佐々木委員)

補助金に頼って活動している団体は、事業規模が大きくなっているが、それを公益性があるとみなして良いのかどうかは疑問がある。事業規模1つで見るのは少し危険性があると思う。
- ・ (北村委員)

補助金をもらってどんな事業をやっているのか、補助金として出ているのだから公益性があると思う。
- ・ (水野委員)

補助金をもらうということは、その段階で行政から公益性を認められていると考え、むしろ補助金をもらう方がハードルは高いような印象がある。事業費をはかる時には、土地、建物の無償仕入れや無償ボランティアを金銭換算できるようにする必要がある。
- ・ (事務局 柴田)

条例個別指定する法人のイメージについてご意見頂きたい。
- ・ (北村委員)

条例個別指定は寄付を集める活動資金を集めるための1つのツール。認定を取ってその後どう運営していくのか、取った後に寄せられた寄附をいかに活用して法人を継続して、法人の目的を達成するために活動していくのが重要。極端な話をすると、どんな法人でも良いと思う。
- ・ (水野委員)

レクリエーション系やレストランを営んでいるNPO法人への税優遇は違和感がある。北村委員の話は、数値基準を満たすことは、市民が公益性を判断しており、バイアスが1回かかっているから良いということだと思うが、確かにそれはそうかなと思う。例えばレクリエーション系のNPO法人があったとしても、そこには一般市民100人が寄附しないだろうと、むしろそのレクリエーション系は数値基準で弾かれるような基準にしなければいけないと

思う。ただ基本的に寄附するというところ、そこで公益性要件満たしているという考えで整理しても良いと思う。

(3) 報告書素案 II-4 北海道との連携、II-5 審査、II-6 指定有効期間と更新、II-7 監督、II-8 条例個別指定制度以外の独自の取組について

<主な意見・質問>

・ (北村委員)

26 ページ 7 の上、更新回数は特に何回までというのはないのか。また 7 ページの認定を目指すためのツールとして位置づけることも考えられるというのと、21 ページの表の上、認定法人へのステップアップ的な位置づけとはなっているが、ずっと市の指定法人でいることも可能か。

・ (事務局 柴田)

要件を満たしているうちは更新できるものと考えている。またずっと市の指定法人でいることも可能。認定に移行することが最も正しいとは思いますが、そこまでいかないうち NPO 法人もいるため、寄附支援という意味では条例個別指定の要件を満たす限り、更新できると整理している。

・ (北村委員)

一度、指定法人になり、その後、認定NPOになって、認定NPOの次の更新で要件を満たさないと更新できない場合、また指定法人に戻るといった場合は、また申請すればいいのか。条件指定だったら次も必ず条例指定でなければならないということはないか。

・ (事務局 廣瀬)

相対値基準か絶対値基準を満たしていればよい。このどちらも満たしていなくて条例指定に頼っている場合は、条例指定が必要になる。認定制度は、更新の度に相対値基準・絶対値基準・条例指定のどれかで良いとなっているので、相対値基準を使ったところが更新時には絶対値基準と使うということや、条例指定のところ相対値基準に上がることもあり、色んなパターンが考えられる。

・ (水野委員)

24 ページの審査について、内容について判断が求められる活動基準については、第三者を入れるとあるが、第三者を入れると人によって大きく判断が分かれてくると思う。活動基準自体が今も曖昧なので、ある程度形を作っておくべき。25 ページに、条例改正時期に関わらず、12月31日までに指定されたら1月1日に遡るとあるが、この場合、1月1日に遡って自分達が個別指定を受けましたと寄附者に通知をする必要があり、それに向けた啓蒙活動が必要になる。別紙3は、ある程度基準のイメージを分かりやすく、数もある程度絞った方が良い。参考意見は発言者が

特定できないようにしてほしい。数値基準は4つになっていたなのでその項目で良い。
数値以外の4つに関しても表にまとめると良い。